

20歳になったら国民年金

- ・日本国内にお住まいの、20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等は、国民年金（第1号被保険者）に加入し、保険料を納付することが義務づけられています。
- ・保険料を納め続けることで、老後、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。
- ・原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。しかし、所得が低く保険料を納めることが困難な方のために保険料免除制度があります。

国民年金のメリット

老後を支える終身保障!

「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。

万が一の障害や遺族も保障!

老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。

納めた保険料の全額が所得から控除!

家族の保険料を納めた場合、家族の分もまとめて申告できます。

基礎年金の半分は国（税金）が負担!

基礎年金の半分は国（税金）から支払われています。

■ 必要な手続きについて、以下のフロー図から、確認をお願いします。

会社員・公務員等で厚生年金に加入していますか？

または、配偶者（厚生年金に加入されている方）の扶養となっていますか？

いいえ

令和7年度の保険料は、**17,510円**（月額）です。支払いは可能ですか。

はい

裏面「国民年金保険料の納付方法」参照

保険料の納付が難しい場合

学生ですか？

はい

裏面「学生納付特例制度」参照

いいえ

裏面「保険料免除・納付猶予制度」参照

【お問い合わせ先】

美濃加茂年金事務所 電話：0574-25-8181（音声案内②→②）

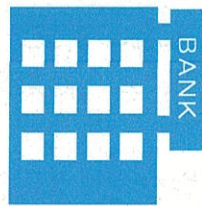


日本年金機構
Japan Pension Service

国民年金保険料の納付方法



(1) 納付書



(2) 口座振替



(3) クレジット

- 納付書は金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口、電子納付（ペイジー、インターネットバンキング等）、またはスマートフォンアプリによる電子決済が利用できます。
- 保険料は最大で翌々年3月分まで（2年分）まとめて前払い（前納）ができます。
前納は申出月からの開始となりますので、お早めに年金事務所にお申し出ください。
- 定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。付加年金額（年額）は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算しますので、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。
付加保険料は申出月からの開始となりますので、お早めにお申し出ください。

学生納付特例制度

- 学生の方で、本人の前年所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予されます。

※学生納付特例が承認された期間は、年金の受給資格期間として計算されますが、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を計算する際の対象になりません。

- 学生納付特例の手続きをするメリット

学生納付特例が承認された期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が起こった場合に、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

保険料免除・納付猶予制度

- 本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。なお、一部免除は、減額された保険料を納めないと未納期間となりますので、必ず納めてください。
- 50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。
- 免除・納付猶予の手続きをするメリット
全額免除・納付猶予が承認された期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が起こった場合に、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

- 付加保険料納付申出、学生納付特例申請、免除・納付猶予申請は、市（区）役所または町村役場、もしくは年金事務所にお申し込みください。

- マイナポータルを利用した電子申請を行うこともできます。
詳しくは日本年金機構ホームページをご参照ください。



年金制度の案内動画はこちら
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>



電子申請の案内はこちら
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html

国民年金の加入手続き等について

～お客様の疑問にお答えするためのQ&A～

1 そもそも公的年金は何のためにあるのですか？

公的年金は、現役世代が保険料を支払い、高齢者の生活を支えるという「世代間扶養」の仕組みをとっており、皆様がいずれ迎えるであろう老後生活を世代が順送りで支えるものです。また、老後だけではなく、若いうちに障害を負われたときやお亡くなりになった場合でも、ご本人やご遺族の生活を支えます。しかも、世代間扶養の仕組みにより、世の中の賃金や物価の動向に応じた年金が、お亡くなりになるまで一生涯受け取れるのです。

例えば、老後の生活、障害を負われた後の生活、ご遺族の生活への備えを貯蓄や個人年金だけで対応することを考えてみてください。今や、90歳まで生きられる方の割合は、男性で約2割、女性で約4割にも達しています。老後についてはご自身がそもそも何歳まで生きるのかわかりませんし、将来、インフレなどでせっかく蓄えたものが目減りしてしまうかもしれません。また、いつ障害を負ってしまうか、お亡くなりになるかななどを予想することはできませんし、そのとき十分に貯蓄できているとも限りません。

このような、**長い人生、個人の努力では対応しきれないリスクに対して、国民全体で保険料を出し合い、社会全体で支えていく仕組みが公的年金**なのです。

我が国の公的年金制度は、払っていただいた保険料を積み立てておき、老後にそれを年金としてお支払いしているのではありません。その時々、現役世代の方が納めた保険料をその時々、高齢者の方々に年金としてお渡ししているのです。なお、その年金額は、それまでの各人の保険料の支払実績に応じたものです。

つまり、公的年金制度は、親の世代の年金を支える保険料を納付する義務を果たした程度に応じ、子どもの世代に支えてもらえるという世代間扶養の仕組みです。したがって、**国が存続する限り、破綻することはありません。**

また、国民年金の老齢基礎年金では、現役世代の保険料負担を軽減しつつ、給付水準を維持するため、給付費の2分の1（平成21年3月分までは3分の1）が税金で賄われています。

したがって、保険料を納めないでいると、将来、年金が減ったり、受給できなくなったりしますが、それだけでは済まないのです。自分の年金はもらえないのに、他人の年金に充てる分の税金はしっかり納め続けることになるのです。つまり、税金の「納め損」です。**保険料をきちんと納めたり、免除制度などをきちんと活用しないともったいないことになります。**

日本に住んでいる**20歳以上60歳未満のすべての方**は、国民年金に加入して保険料を納めることになります。

「年金なんてまだまだ先のこと」と思われる方もいるかもしれませんが、国民年金には次のような様々なメリットがあります。

メリット1 老後を支える終身保障

老齢基礎年金は、生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障であり、老後の生活をサポートします。

メリット2 ケガや病気、万が一のときにもサポートします

国民年金は老後の保障だけでなく、加入者がケガや病気により障害が残ったときは「**障害基礎年金**」、亡くなられたときにはその遺族に「**遺族基礎年金**」が支給されるなどあなたの生活をサポートします。

メリット3 納めた保険料は社会保険料控除の対象

納めた保険料は、確定申告の際に全額が「社会保険料控除」として認められています。

メリット4 国民年金は経済の変動にも負けません

賃金や物価の変動にあわせて、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みにより年金額が改定されるため、年金に加入（20歳）してから年金を受給（65歳）するまでの間、経済社会が大きく変動したとしても、**年金の価値が保障**されます。

日本に住んでいる**20歳以上60歳未満のすべての方**は、国民年金に加入することになります。

加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

第1号被保険者

自営業者、学生、フリーター、無職の方などで、加入手続きはご自身で住所地の市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口で行っていただきます。

第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険に加入されている方で、加入手続きは勤務先が行います。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者かつ原則日本に住む方で、加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

また、届出は加入する時だけでなく、以下のケースの場合も必要です。

もし、**届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もあります**ので、必ず住所地の市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口へ届出をしましょう。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
退職したとき （厚生年金保険加入者の場合）	第2号被保険者から第1号被保険者になります。（第3号被保険者に該当する場合を除く。）	基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにできる書類。
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金保険を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ	基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにできる書類。

5 国民年金保険料を納付するにはどのような方法があるのですか？

令和7年4月分から令和8年3月分までの国民年金の保険料は、
月額17,510円です。

保険料は、以下の方法で納められます。

金融機関・郵便局・コンビニの窓口で納める

保険料は日本年金機構から事前にお届けする納付書で納めていただきます。

口座振替・クレジットカードで納める

口座振替・クレジットカードをご利用される場合は、お近くの年金事務所または金融機関の窓口で手続きが必要です。

郵送による手続きも可能です。

また、マイナポータルを経由した「ねんきんネット」上でオンラインによる口座振替申出の手続きができます。（一部の金融機関では対応できません。）詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

スマートフォンアプリによる電子決済で納める

納付書のバーコードをスマホ決済アプリで読み取ることで納めることができます。

インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM・テレフォンバンキングで納める（電子納付）

インターネットバンキング・モバイルバンキング・テレフォンバンキングをご利用いただく場合は、**あらかじめ利用される金融機関と契約を結ぶ必要**があります。

契約方法、ご利用になる金融機関が電子納付の利用が可能か否かについては、ご利用になる金融機関にお問い合わせください。

6 国民年金第1号期間に出産したとき、何か手続きはありますか？

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

産前産後の免除期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。お早めの届出をお勧めします。

7 保険料の割引など、メリットはないのですか？

国民年金では、保険料を前払いすると割引がある「前納」という制度があり、口座振替による「前納」と現金納付やクレジットカード納付による「前納」があります。

なお、**口座振替で「前納」されると現金納付やクレジットカード納付による「前納」よりも割引額が多くお得です。**

納付方法		1カ月分（※1）	6カ月分（※2）	1年分（※3）	2年分（※4）
月々の支払の合計額		17,510円	105,060円	210,120円	425,160円（※5）
前納	現金・クレジットカード支払 【割引額】		104,210円 【850円】	206,390円 【3,730円】	409,490円 【15,670円】
	口座振替 【割引額】	17,450円 【60円】	103,870円 【1,190円】	205,720円 【4,400円】	408,150円 【17,010円】

※1 口座振替には1カ月の前納制度があります。通常の振替日は翌月末ですが、当月末の振替にすると、月々の保険料が60円お安くなります。

※2 6カ月分の前納は、4月分から9月分までの保険料を当年4月末までに納め、10月分から翌年3月分までの保険料を当年10月末までに納めます。

口座振替の場合は、それぞれ4月末または10月末に振り替えます。

※3 1年分の前納は、4月分から翌年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます。

口座振替の場合は、4月末に振り替えます。

※4 2年分の前納は、4月分から翌々年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます。

口座振替の場合は、4月末に振り替えます。

※5 425,160円は、令和7年度保険料17,510円の12カ月分と令和8年度保険料17,920円の12カ月分の合計です。

口座振替による前納を希望する場合、いつでもお申し込みができ、振替開始時から年度末（又は翌年度末）までの保険料をまとめて振替ができます。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ず市（区）役所または町村役場の国民年金窓口で手続きを行ってください。

納付が困難なときは、保険料免除制度

経済的な理由などで、保険料を納めることが困難なときに利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額または一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除されます。保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。

50歳未満の方は、納付猶予制度

本人が50歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。納付猶予は本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。

学生の方は、学生納付特例制度

本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例は、本人の前年所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。

失業（退職）された方は、特例免除制度

失業（退職）の事実が生じた年の翌々年6月（学生納付特例の場合は翌々年3月）までの期間について利用できる制度で、失業（退職）された方の雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知または雇用保険被保険者離職票等のコピーを添付すれば、保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得から失業（退職）された方の所得を控除した額が一定額以下であれば承認されます。

障害年金などを受給されている方は、法定免除制度

障害基礎年金・障害厚生（共済）年金を受けている方で障害等級が1級または2級の方は、保険料の納付については法律によって免除されます。

また、生活保護法による生活扶助を受けている方も対象となります。

保険料免除、納付猶予、学生納付特例、特例免除は、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請することができますが、**申請が遅れると万一の際に障害基礎年金などを受け取れない場合があります**ので、すみやかに申請してください。

9 免除された保険料を後で支払うことはできますか？

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除（※1））・納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、**10年以内（※2）であればさかのぼって納めること（追納）ができます。**

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

（※1）一部免除については、納付すべき一部の保険料を期限内に納付する必要があります。

納付されない場合には、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となり、追納することはできませんのでご注意ください。

（※2）例えば、免除等承認月が平成28年10月の場合、令和8年10月31日まで追納できます。なお、追納申込書を追納期限の直前に提出すると、期限までに追納できなくなる場合がありますので、お早めにご提出ください。

【令和7年度中に追納する場合の額】

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例	3／4 免除	半額免除	1／4 免除
平成27年度	15,930円	11,950円	7,960円	3,990円
平成28年度	16,600円	12,450円	8,300円	4,150円
平成29年度	16,820円	12,620円	8,400円	4,200円
平成30年度	16,650円	12,480円	8,330円	4,160円
令和元年度	16,710円	12,530円	8,350円	4,170円
令和2年度	16,820円	12,610円	8,410円	4,200円
令和3年度	16,860円	12,650円	8,420円	4,210円
令和4年度	16,740円	12,550円	8,360円	4,190円
令和5年度	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円
令和6年度	16,980円	12,730円	8,490円	4,240円

※ 令和4年度分以前の保険料に加算額が上乗せされます。

年金のこと、もっと知りたい方は

日本年金機構ホームページ → <https://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構
Japan Pension Service